半田市幼児２人同乗用自転車貸出事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、幼児２人同乗用自転車（以下「自転車」という。）を幼児を養育する世帯に貸し出すことにより、子育て支援を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　自転車の貸出対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（１）　市内に住所を有し、かつ、居住していること。

（２）　満１歳以上６歳未満の子どもを２人以上養育していること。

（３）　年齢が満１６歳以上であること。

（４）　自転車の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持できること。

（貸出期間）

第３条　自転車の貸出期間は、自転車の引渡しの日から当該引き渡し日の属する年度の末日までとする。ただし、前条に規定する要件を満たす期間中２回を限度に更新することができる。

２　前項の規定にかかわらず、貸出期間中に貸出対象者の養育する幼児のいずれか１人が満６歳となり、かつ、貸出対象者が満１歳以上６歳未満の幼児を２人以上養育しないこととなる場合は、当該幼児の誕生月の前月末までを貸出期間とする。

（貸出台数）

第４条　貸出する自転車の台数は、１世帯につき１台までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（手続等）

第５条　自転車の貸出しを受けようとする者は、幼児２人同乗用自転車貸出申込書（様式第１）により、市長へ申し込まなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、自転車の貸出決定を行うものとする。この場合において、申込書を提出した者の数が自転車を貸出しすることができる者の総数を超えるときは、公開による抽選により貸出しの可否を決定するものとする。

３　市長は、前項の規定により貸出の可否を決定した場合は、速やかにその決定内容を幼児２人同乗用自転車貸出承認・不承認通知書（様式第２。以下「通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

４　貸出期間終了前に自転車の返却があった場合は、第２項の抽選で次点になった者から順に貸出承認を決定するものとする。

５　第３項の承認通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、幼児２人同乗用自転車借受書（様式第３）を市長に提出し、借り受けるものとする。

６　使用者は、貸出期間内において自転車の使用を中止し、市に返却する場合は、毎月

２５日（２５日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日の場合は、その前日）までに市長に届け出なければならない。

（貸出し及び返却の方法）

第６条　自転車の貸出しは、使用者に、市の指定する場所で直接引き渡すものとする。

２　自転車の返却は、使用者が市の指定する場所へ直接返却するものとする。なお、自転車は、通常の使用による摩耗を除き、自転車のフレーム、ハンドル、ライト、チャイルドシート等の変形及び破損、パンクの修理等を使用者の負担により施し、引渡しを受けたときに確認した状態で返却するものとする。

（貸出料金）

第７条　自転車の貸出料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める月額料金に貸出月数を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（１）　電動アシスト付きタイプ 月額１，０２０円

（２）　前号以外の自転車 月額５１０円

２　貸出料金は、月単位（１月未満の日数が発生した場合は、その端数を切り上げ１月とみなす。）とし、日割り計算は行わない。

３　使用者は、第５条第３項による承認を受けた際は、交付された納入通知書により指定された期限内に貸出料金を納めなければならない。

（貸出料金の還付）

第８条　市長は、第５条第６項に規定する届出を受理した場合は、受理した月までを貸出期間とし、当該期間を通知書の決定期間から差し引いて求めた月数に前条第１項各号に定める額を乗じて得た額を、速やかに使用者に還付するものとする。この場合において、使用者は、幼児２人同乗用自転車貸出料金還付請求書（様式第４）を市長へ提出し、貸出料金の返還を請求するものとする。

（貸出しの取消し）

第９条　市長は、次に掲げる場合は、貸出しの承認を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

（１）　使用者が第２条の要件に該当しなくなったとき。

（２）　使用者がこの要綱の規定に違反したとき。

（３）　使用者が偽りその他不正な手段により貸出しの承認を受けたとき。

（４）　災害その他の事故により、自転車の貸出しができなくなったとき。

（５）　前各号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により、貸出しの承認を取り消した場合は、幼児２人同乗用自転車貸出承認取消通知書（様式第５）により使用者に通知するものとする。

（返却義務）

第１０条　使用者は、次に掲げる場合は、自転車を返却しなければならない。

（１）　貸出期間が終了したとき。
（２）　市外へ転出するとき。
（３）　貸出期間中において自転車を利用する必要がなくなったとき。
（４）　前条の規定により市長が貸出しの取消しをしたとき。

（貸出中の管理責任）

第１１条　使用者は、貸出期間中の自転車の保管について、善良な管理者の注意義務を以て管理しなければならない。

２　使用者は、貸出しする自転車の盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次により処理するものとする。

（１）　直ちに警察署に通報し、盗難届受理証明書を交付してもらうこと。
（２）　直ちに被害状況を市に報告し、市の指示に従うこと。
（３）　盗難その他の被害に関し、市が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく市に提出すること。

（遵守事項）

第１２条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　道路交通法その他の関係法令を遵守すること。
（２）　自転車に乗る幼児は、その者にあったヘルメットを着用すること。
（３）　当該自転車の取扱説明書に基づき適切に保守及び管理を行うこと。
（４）　当該自転車を盗難から守る措置を行うこと。
（５）　当該自転車の借受けの権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
（６）　当該自転車に改造を行わないこと。
（７）　第３条第１項ただし書に規定する更新手続きにより１年以上継続して利用する者は、１年を経過する日の前日までに、市の指定する自転車店に自転車を持ち込み、点検を受けること。

（事故と損害賠償）

第１３条　使用者は、貸出期間内に、当該自転車に係る事故が発生しときは、事故の大小にかかわらず警察署に届ける等法令上の処置を取るとともに、速やかに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

２　自転車の利用に伴い、使用者の責めに帰すべき事由による事故によって生じた損害等について、使用者がこれを賠償しなければならない。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第7条の規定は、平成２６年４月１日以後に納入通知書を発するものについて適用し、同日前に納入通知書を発したものについては、なお従前の例による。